

改正 2007年 6 月30日  
2016年 1 月30日  
2026年 3 月 5 日

2015年 3 月20日  
2019年 3 月30日

(目的)

第1条 同志社大学研究倫理規準（以下「規準」という。）の趣旨に則り、研究倫理に関する事項について審議、調査、検討するため、同志社大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項及び任務)

第2条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 規準第14条に定める本学の責務に関する事項
  - (2) 規準及び同志社大学における研究活動上の不正行為への対応に関する規程（以下「不正行為対応規程」という。）の運用、解釈に関する事項
  - (3) 研究倫理に関する学長の諮問事項
  - (4) その他必要な事項
- 2 委員会は、必要があると認められるときは、研究者に対して、適切な指導及び助言を行うものとする。
- 3 委員会は、規準第14条第3項に定める苦情、相談等に対応するものとする。
- 4 委員会は、研究活動上の不正行為につき、不正行為対応規程に従い、調査等を行うものとする。
- 5 委員会は、前項に掲げる場合のほか、規準に違反する行為が研究者にあると認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。
- 6 委員会は、研究倫理に関する事項について調査、検討し、必要あるときは学長に報告又は提案するものとする。

(構成)

第3条 委員会は、次の者でもって構成し、委員は学長が委嘱する。

- (1) 倫理審査室長
- (2) イノベーション創出クラスター所長
- (3) 「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会委員長
- (4) 組換えDNA実験安全管理委員会委員長
- (5) 動物実験委員会委員長
- (6) 教員から7名
- (7) 職員から2名

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。委員長は、前条第6号に定める委員から学長が委嘱し、副委員長はイノベーション創出クラスター所長をもって充てる。

(任期)

- 第5条 第3条第1号から第5号に定める委員の任期は、その職の期間とし、第6号及び第7号に定める委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(議事)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席で成立し、議事は出席委員の過半数で決する。可否同数の場合は、委員長が決する。
- 3 前項にかかわらず、不正行為対応規程に定める議決事項は、出席委員の3分の2以上で決するものとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めた場合には、委員以外の者の出席を求め、意見を徴することができる。

(相談員)

第8条 委員会に、第2条第3項に定める苦情、相談等に対応するため、研究倫理相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 相談員は、学長が、次に掲げる者から委嘱する。ただし、第1号に掲げる者は、研究科長の推薦によるものとする。

(1) 各研究科の教員から1名

(2) 前号以外の教員から若干名

3 相談員の任期は2年とする。

4 相談員は、苦情、相談等を受けた事項について、委員長に報告する。

5 委員長は、前項の報告を受けたとき、必要ある場合は委員会を開催するものとする。

6 相談員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(守秘義務)

第9条 委員及び相談員は、相談内容等について個人のプライバシー保護に留意し、知り得た秘密は、これを他に洩らしてはならない。

(事務)

第10条 委員会の事務は、倫理審査室事務室が取り扱う。

(その他)

第11条 委員会は、第8条に規定するもののほか、相談員に関する事項を定めることができる。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、委員会及び部長会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2026年4月1日から施行する。